

## 北陵クリニック事件の

### 上告棄却決定について

### 弁護団抗議声明

最高裁判所第3小法廷は、2008年2月25日付で、守大助くんの上告を棄却する決定をした。

今般最高裁が下級審の重大な事実誤認を見逃がしたまま本決定を行ったことに対して、我々弁護団は強く抗議するものである。

本件が筋弛緩剤を使用した殺人（未遂）事件であると認定した一審・二審判決の唯一の証拠は、警察鑑定であった。

しかしながら、この警察鑑定は、鑑定資料を全量消費し、公判段階における再鑑定を不能とした点で重大な問題を有しているばかりか、鑑定書の記載内容自体が筋弛緩剤（ベクロニウム）の実験分析データとは異なっていて、これをもって筋弛緩剤を検出したとはいえない杜撰な鑑定なのである。このことは、すでに仙台高裁に証拠として提出された薬毒物学を専門とする大学教授の鑑定意見書や、同じく世界の権威ある4点の文献に明記されている筋弛緩剤の実験分析データから明らかであって、分析化学の面で警察鑑定を有罪認定の証拠とすることはできない。

また、患者さんの急変症状が筋弛緩剤の薬効と異なっていることも、麻酔科医師である大学教授などの証言により医学的に解明されていた。

今回の決定は、科学的な根拠と裏付けを欠いた下級審判決に何ら検討を加えないままこれを追認するものである。このような最高裁の姿勢は、警察鑑定の誤りを指摘して違法捜査を抑止すべき責務を放棄するものであると同時に、国民から付与された審査権限を行使すべき重大な場面から逃避するものとして、強く非難されるべきである。

私達弁護団は、刑事裁判における事実認定の基本となる「科学」を無視した本件最高裁決定を、絶対に受け入れることができない。

よって、ここに抗議声明を発し、今後も守大助くんや多くの支援者の方々と手を携え、守くんを冤罪から救済するための再審申立活動等に全力を尽くすことを宣言するものである。